

4月1日に西宮市国民健康保険に加入していく健診実施年度に40歳~74歳になる人を対象とした「西宮市国民健康保険特定保険大病が定める人を除くにメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した」

## 生活習慣見直そう!

### 特定健康診査・特定保健指導について

自らの生活習慣病予防や健康管理に役立ちますので、ぜひご利用ください。

### 高額療養費の自己負担額(月額)

表① 70歳未満の人

区分	自己負担限度額	
一般	8万100円+医療費が26万7000円を超えた場合は、超過分の1% (4万4400円)	
上位所得者※1	15万円+医療費が50万円を超えた場合は、超過分の1% (8万3400円)	
市民税非課税世帯	3万5400円	(2万4600円)

表② 70歳以上の人

区分	自己負担限度額		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	1割	1万2000円	4万4400円
現役並み所得者※2	3割	4万4400円	8万100円+医療費が26万7000円を超えた場合は、超過分の1% (4万4400円)
低所得者Ⅱ※3	1割	8000円	2万4600円
低所得者Ⅰ※4	1割	8000円	1万5000円

( ) 内の金額は多数該当※5

### 表①、表②の用語解説

用語	解説
※1 上位所得者	国民健康保険料の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯に属する70歳未満の人
※2 現役並み所得者	70歳以上で、課税所得が年額145万円以上の人と、その世帯に属するほかの70歳以上の人 《届出により「一般」に区分される場合》 70歳以上の人の年収(世帯の合計)が、次の①、②いずれかに該当する場合 ① 383万円未満…1人の場合 ② 520万円未満…2人以上の場合 《届出により自己負担額のみ「一般」に区分される場合》 70歳以上の人が年収383万円以上だが、一定の条件を満たして長寿(後期高齢者)医療制度に移行した人を含めると年収(世帯の合計)が520万円未満になる場合※平成22年7月まで
※3 低所得者Ⅱ	世帯主および世帯員全員が市民税非課税の世帯に属する70歳以上の人
※4 低所得者Ⅰ	世帯主および世帯員全員が市民税非課税で、その世帯の課税所得が必要経費や算出された控除額(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引くと、0円になる世帯に属する70歳以上の人 例) 単身世帯で収入が80万円以下の年金収入だけの人
※5 多数該当	過去12カ月の間に、1世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額

### 入院時の食事療養費標準負担額・生活療養費標準負担額

表③ 食事療養費標準負担額

区分	一食あたりの標準負担額
市民税課税世帯	260円
市民税非課税世帯	
90日までの入院	210円
90日を超える入院	
※過去12カ月の合計	
※市民税非課税の期間のみ該当	
※入院日数を証明する書類が必要	
低所得者Ⅰ	100円

表④ 生活療養費標準負担額

区分	食費(1食分)	居住費(1日分)
市民税課税世帯	460円または420円 ※医療機関によって異なるので、入院する際に確認すること	320円
市民税非課税世帯		
65歳以上	210円	
低所得者Ⅰ	130円	

※入院医療の必要性の高い人は表③を適用

国民健康保険の加入者は、医療機関で保険証などを提示すれば、一定割合の自己負担額で診察や治療を受けることができます。また、状況に応じた様々な給付制度もあります。ここではその主なものを紹介します。

ここで紹介する制度は、国民健康保険グループ(制度によつて各支所、アクトア西宮ステーションも可)に申請すると利用できます(制度によって必要なものが異なります。事前に問合せを)。

\*国民健康保険限度額適用認定証と標準負担限度額認定証(入院)

市民税非課税世帯の人は、市民税非課税世帯の70歳以上の人には、国民健康保険認定証を提示すると、入院時的一部負担金の窓口での支払い(月額)が自己負担限度額までになります(表①参照)。

また、市民税非課税世帯の70歳以上の人には、国民健康保険認定証を提示すると、入院時的一部負担金の窓口での支払い(月額)が自己負担限度額までになります(表②参照)。

標準負担減額認定証(入院)

市民税非課税世帯の人に入院する場合、事前に「標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。同認定証を提示するとき、食事代が減額になります(表③参照)。また、65歳以上の人のが療養病床(主に慢性期の患者を扱う病床)に入院する場合の生活療養費(食事代と居住費)が減額になります(表④参照)。

市は、医療機関から送られてくる診療報酬明細書(レセプト)を確認し、高額療養費に該当する人に世帯主あての通知書を送付しています。

市は、医療機関から送られてくる診療報酬明細書(レセプト)を確認し、高額療養費に該当する人に世帯主あての通知書を送付しています。

通知書は診療を受けた月から3~4カ月後に届きますので、通知後に申請してください。また、高額療養費の支給に該当していると思われるのに通知がない場合は、国民健康保険グループに届け出てください。

なお、入院する病床が療養病床に該当するかは医療機関に直接問い合わせてください。

なお、高額療養費支払資金(あつせん制度)(通院)

年8月以降の予定です。

対象は平成20年4月診療分からですが、申請の受付は平成21年8月以降の予定です。

費用として支給します。

加入者が出産したとき、出生台算し、一定の限度額(年額)を超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

対象は平成20年4月診療分からですが、申請の受付は平成21年8月以降の予定です。

費用として支給します。

せん制度が利用できます。一部負担金の支払い(月額)が自己負担限度額までとなります(表①、②参照)。

医療費が高額になり、一定限度を超える自己負担額を支払った場合、申請をすればそれを超えた額を高額療養費として支給します。

医療費が高額になり、一定限度を超える自己負担額を支払った場合、申請により国民健康保険の世帯単位でそれの自己負担額を合算し、一定の限度額(年額)を超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

国民健康保険と介護保険の自己負担額が高額になった場合、申請により国民健康保険の世帯単位でそれの自己負担額を合算し、一定の限度額(年額)を超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

医療費が高額になり、一定限度を超える自己負担額を支払った場合、申請により国民健康保険の世帯単位でそれの自己負担額を合算し、一定の限度額(年額)を超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

医療費が高額になり、一定限度を超える自己負担額を支払った場合、申請により国民健康保険の世帯単位でそれの自己負担額を合算し、一定の限度額(年額)を超えた額を高額介護合算療養費として支給します。